

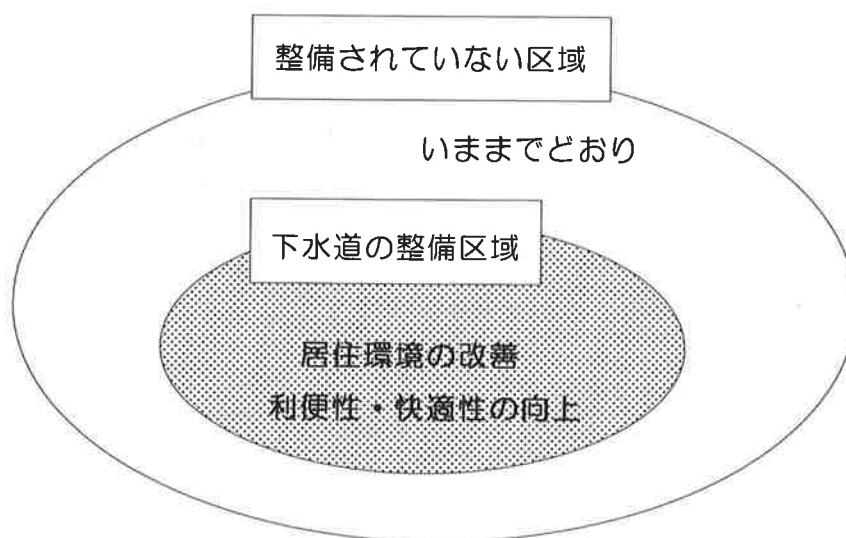
受益者負担金制度について

1. 受益者負担金制度とは

住みよい環境を築くためには、道路や公園、橋等の公共施設が整備されますが、一般にこれらの公共施設は、利用者が不特定多数ですので、その建設費は国庫補助金や市税などでまかなわれています。

しかし、下水道施設は整備される区域の住民しか利用できません。また下水道の整備により、その地域の生活環境が改善され、衛生的で利便性、快適性が向上するなどさまざまな利益を受けることになります。

このように、利益を受ける「受益者」の皆さんに、建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。（参考：都市計画法第75条）



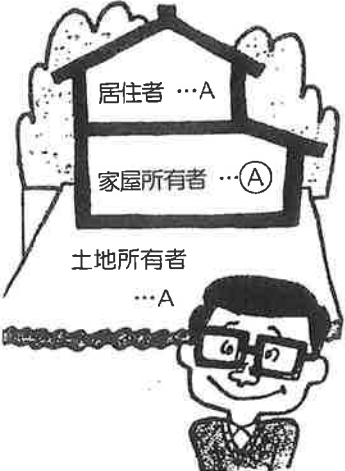
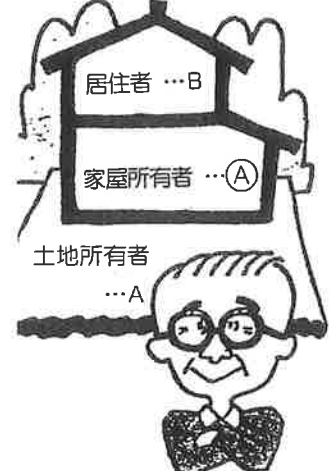
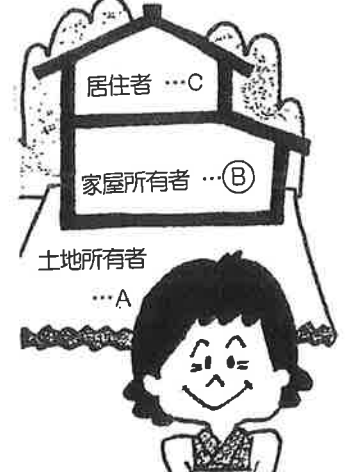
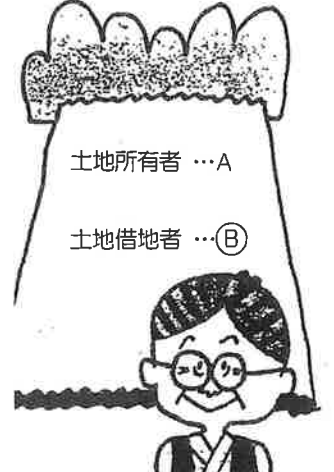
2. 負担金を納めていただく方（受益者）

下水道が整備される区域内のすべての土地が、負担金の対象となり、その土地を所有している方が受益者です。

ただし、その土地に地上権等などの権利がある場合は、それぞれの権利者が受益者となり負担金を納めていただくことになります。

負担金を納める人は、おおむね次のページの基準によります。

負担金を納めていただく方

区分	1 自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合	2 貸家、アパート、間借等	3 借地の上に自分の家を建て、住んでいる場合
受益者	納める人 --- A	納める人 --- A	納める人 -- ※ A 又は B
図解			
区分	4 借地にアパート等を建てている場合	5 空地	6 借地を使用している場合
受益者	納める人 -- ※ A 又は B	納める人 --- A	納める人 -- ※ A 又は B
図解			

※ 土地所有者と権利者の双方が協議して受益者を決定してください。

3. 受益者負担金の額

受益土地 1 m²(平方メートル)当たり 430円です

受益者負担金は土地の面積に応じて負担していただきます。

1 平方メートル当たり 430円（単位負担金額）は整備認可区域の面積に要する污水枝線の事業費のうち、市の負担費用額の一部を総面積で除して得た額です。

4. 負担金を納めていただく方法

① 分割納付

年4回（期）の5年間で合計20回（期）の分割納付となり、下記の各納期内に納付していただくことになります。

期 別	納 期
第1期	6月 1日 ～ 6月30日まで
第2期	9月 1日 ～ 9月30日まで
第3期	12月 1日 ～ 12月25日まで
第4期	翌年 2月 1日 ～ 2月 末日まで

② 一括（納期前）納付

分割納付によらないで、納期前にまとめて納付することもできます。その場合、納期前に納付した負担金額及び納期数に応じて報奨金が交付されます。ただし、300円未満の報奨金及び報奨金の100円未満の端数については交付されません。

③ 年一括納付

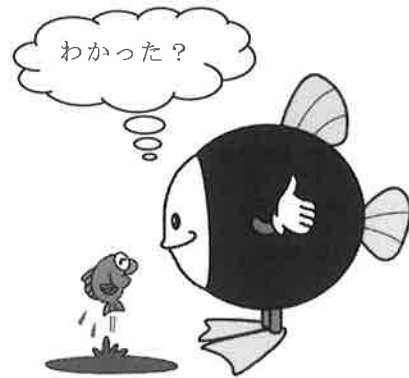
年1回の5年間で合計5回の納付となり、一括納付同様報奨金が交付されます。

※ 負担金は税金など異なり、一度限りの賦課です。

5. 負担金の納付計算例

① 負担金額

250㎡（約75坪）の土地を所有している場合
 $250\text{㎡} \times 430\text{円} = 107,500\text{円}$
 負担金は107,500円です。



② 各納期の負担額

$107,500\text{円} \div 20\text{期} = 5,375\text{円}$

（100円未満の端数は第1期目の納付額に加算）

第1期目 $5,375\text{円} + (75\text{円} \times 19\text{期}) = 6,800\text{円}$

第2期目以降 $5,375\text{円} - 75\text{円} = 5,300\text{円}$

（分割納付の場合は下記の期別表によります。）

期別表

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年合計負担金
	6 月	9 月	12月	翌年2月	
1年目	6,800円	5,300円	5,300円	5,300円	22,700円
2年目	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	21,200円
3年目	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	21,200円
4年目	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	21,200円
5年目	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	21,200円

③ 初年度第1期に全額前納した場合

交付される報奨金は、

負担金 第1期 交付率

$(107,500\text{円} - 6,800\text{円}) \times 20\% \div 20 = 10,100\text{円}$ （100円未満切り捨て）

よって差引納付額は、

負担金 報奨金

$107,500\text{円} - 10,100\text{円} = 97,400\text{円}$ です。

④ 年一括納付の場合

交付される報奨金は、

1年目負担金 第1期 交付率

$(22,700\text{円} - 6,800\text{円}) \times 4\% \div 4 = 600\text{円}$ （100円未満切り捨て）

よって1年目の差引納付額は、

1年目負担金 報奨金

$22,700\text{円} - 600\text{円} = 22,100\text{円}$ です。

2年目以降の差引納付額は年20,600円です。（期別表によって算出）

6. 報奨金の交付率

初年度第2期以降でも、残りの納期分を一括納付することができます。その場合、納期前に納付する期数に応じて報奨金が交付されますので、下水道工務課へご連絡ください。

納期前に納付した期数	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分
報奨金交付率(%)	2	3	4	5	6	7	8	9

9期分	10期分	11期分	12期分	13期分	14期分	15期分	16期分	17期分	18期分	19期分
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

受益者負担金早見表

(単位:円)

土地の面積		分割納付(20回納付)			5年分一括納付		年一括納付(5回納付)		
m ²	坪数	総額	1期	2期以降	報奨金	納付額	報奨金(1年分)	1年目	2年目以降
50	15	21,500	2,500	1,000	3,800	17,700	0	5,500	4,000
100	30	43,000	3,100	2,100	7,900	35,100	0	9,400	8,400
150	45	64,500	3,700	3,200	12,100	52,400	300	13,000	12,500
200	60	86,000	4,300	4,300	16,300	69,700	500	16,700	16,700
250	75	107,500	6,800	5,300	20,100	87,400	600	22,100	20,600
300	90	129,000	7,400	6,400	24,300	104,700	700	25,900	24,900
350	106	150,500	8,000	7,500	28,500	122,000	900	29,600	29,100
400	121	172,000	8,600	8,600	32,600	139,400	1,000	33,400	33,400
450	136	193,500	11,100	9,600	36,400	157,100	1,100	38,800	37,300
500	151	215,000	11,700	10,700	40,600	174,400	1,200	42,600	41,600

※ 一括納付報奨金は、期別納付書では交付されませんのでご注意ください。

7. 受益者負担金の納入方法

受益者負担金は、下記金融機関等にて納入できます。

○ 金融機関等

- ・ あいら農業協同組合
- ・ 宮崎太陽銀行
- ・ 鹿児島相互信用金庫
- ・ 鹿児島興業信用組合
- ・ 九州労働金庫
- ・ 鹿児島銀行
- ・ 宮崎銀行
- ・ ゆうちょ銀行及び各郵便局
- ・ 南日本銀行
- ・ 鹿児島信用金庫

○ 霧島市役所内公金取扱所

○ 霧島市市民サービスセンター

(福山市民サービスセンターを除く)



※ 沖縄及び九州以外にお住まいの方は、ゆうちょ銀行及び各郵便局専用の振込用紙にて納入してください。

なお、期別納付の場合に限り、口座振替もできますので、ご利用の際は下水道工務課までご連絡ください。

8. 負担金の猶予、減額及び免除（以下「減免」という。）について

負担金は、土地の状況や、受益者の事情によって猶予や減免の制度があります。適用を受けるには申請が必要です。

① 負担金の徴収猶予

排水区域内の土地はすべて負担金の対象となりますが、経済的な理由で負担金を納付することが困難な場合、及びその土地の状況（田、畑等）により徴収の猶予を受けることができます。

また、災害、盗難、病気等により、著しい被害を受けた場合等も、その程度により猶予が受けられます。

猶予を受ける場合は、受益者負担金徴収猶予申請書を提出してください。

なお、徴収猶予の理由が消滅したとき、またはその理由に異動があったときには受益者負担金徴収猶予（取消・変更）届出書を提出してください。

猶予が取り消された場合は、猶予期間後に負担金が賦課されます。

徴収猶予の基準は、次のとおりです。

受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予の項目	対 象 区 分	猶 予 期 間		摘 要
1. 土地の状況による場合	(1) 係争中の土地	受益者の決定の日まで		
	(2) 田、畑、山林、その他これに準ずる土地	宅地として使用し、又は使用できる状態にあると認められるまでの期間		
2. 災害、盗難による場合	(1) 火災・震災・風水害	受益者の実態を調査し4年を限度とし市長が定める期間		地方公共団体又は消防署のり災証明が取得できるもの
	(2) 盗難	50万円以上	1年以内	警察署の盗難証明が取得できるもの
		100万円以上	2年以内	
3. 受益者又は生計を共にする親族が長期の療養を必要とするとき	(1) 療養期間が1年以上	1年以内		医師の診断書が取得できるもの
	(2) 同 3年以上	2年以内 (更新可能)		
4. 生活困窮のため直ちに負担金を納付することが困難であると認められる者		2年以内 (更新可能)		証明書
5. その他	市長が特に必要と認めたとき	必要と認める期間		

② 負担金の減免

墓地、境内地、公道と同様に公共の用に供している私道、公民館・集会所の土地、又は生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合等、その実状により負担金の全部若しくは一部の減免を受けることができます。

減免を受ける場合は、受益者負担金減免申請書を提出してください。

減免基準は、次のとおりです。（注意：減免された土地には、報奨金は交付されません。）

受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地		減免率%	摘 要
1. 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地		100	道路、公園、河川、水路、広場等
2. 国又は地方公共団体が公用に供している土地	(1) 消防用施設用地	100	消防車庫など
	(2) 学校用地（管理者又は職員の住居に使用する土地を除く）	75	小学校、中学校、高等学校、幼稚園、大学、高等専門学校等の用地
	(3) 社会福祉施設用地（管理者又は職員の住居に使用する土地を除く）	75	保育所、老人ホーム等の用地
	(4) 一般庁舎用地	50	警察署、庁舎、及び各出先機関等の用地
	(5) 病院等の用地	25	国立・公立病院、及びこれに準ずる病院の用地
	(6) 有料の公務員宿舍等用地	25	公務員宿舍、職員寮等の用地
	(7) 地方公共団体が管理する施設用地	75	図書館、公民館、体育施設、及びこれに準ずる施設の用地
		25	宿泊施設を有する施設の用地
	(8) その他の土地	その実状を調査・審査のうえ市長が定める。	
	(9) 公営住宅用地	0	県営・市営住宅等
	(10) 普通財産用地	0	
3. 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地		25	国有林野事業等の用地、及び公営企業法に基づく企業の用地
4. 国又は地方公共団体がその公共の用に供することを予定している土地	都市計画法に基づく事業認可を得たもの、及び土地収用法に基づく事業の認可を受けた土地	100	道路、公園、河川、広場等
5. 国又は地方公共団体がその公用に供することを予定している土地	賦課対象区域告示日において公用に供するための予算を計上しているもの、又は既已取得しているものに限る。	2を準用	

6. 国又は地方公共団体がその企業の用に供することを予定している土地		100	都市計画法に基づく事業認可を得たもの及び土地収用法に基づく企業の用地
7. 九州旅客鉄道株式会社及び日本国有鉄道清算事業団が所有し、又は使用している土地		100	踏切用地、駅前広場
		75	軌道敷地
		25	プラットホーム、駅舎の用地
8. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で、同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る用地	管理者又は職員の住居に使用する土地を除く	50	私立保育園、児童館等
9. 国又は地方公共団体以外の者が設置する学校等の施設の用地（直接その用に供する施設の用地に限る土地であり、かつ、住居等の併用の場合を除く）	私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校用地	50	私立の大学・高校・幼稚園等
	学校教育法第83条に規定する各種学校の用地で当該各種学校の所有する土地	50	看護学校、タイピスト学校等
	民法第34条の法人が設置する学校等の用地	50	盲学校、口話学校、養護学校等
10. 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する神社、寺院、教会等の宗教法人が同法第2条に規定する目的のために使用する土地		100	墓地
		75	境内地
11. 消防団が所有する消防用器具備品等格納に係る土地		100	格納庫、防火水槽等の用地
12. 市内会等が主としてその集会所として使用する土地		100	公民館、集会所
13. 公共性のある私道で公道に準ずると認められるもの		100	公道から公道に通ずる私道及びこれに準ずる公共性のある私道であり、公道と同様に不特定多数の人が利用するもので、利用については何ら制約がなく、公共性が認められる土地
14. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、鹿児島県文化財保護法例（昭和30年鹿児島県条例第48号）又は霧島市文化財保護条例（平成17年霧島市条例第138号）に基づき指定された土地又は文化財である建物その他工作物の土地		100	
15. 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する土地		100	
16. 公的扶助を受けている者		100	福祉事務所長の証明書
17. 工場立地法に規定する環境施設（緑地等）の用地に供する土地及びそれに準ずる土地（敷地面積の25%）		100	
18. その他必要に応じ、減額し又は免除することが適当と認められるとき	その都度、必要に応じ市長が定める。		

9. 受益者負担金の申告書について

受益者の正確を期するため受益者は申告制度によって決定します。

賦課対象区域内に土地を所有している方には下水道課より申告書を3月中旬～下旬にお送りしますので、所有している土地の内容を確認し、氏名等を記入の上、押印して定められた期日までに下水道工務課まで必ず提出してください。

もし、申告書の提出がない場合は公簿等により市長が認定し、土地の所有者に負担金の納付をお願いすることになります。

① 自分の土地を自分で使用している場合

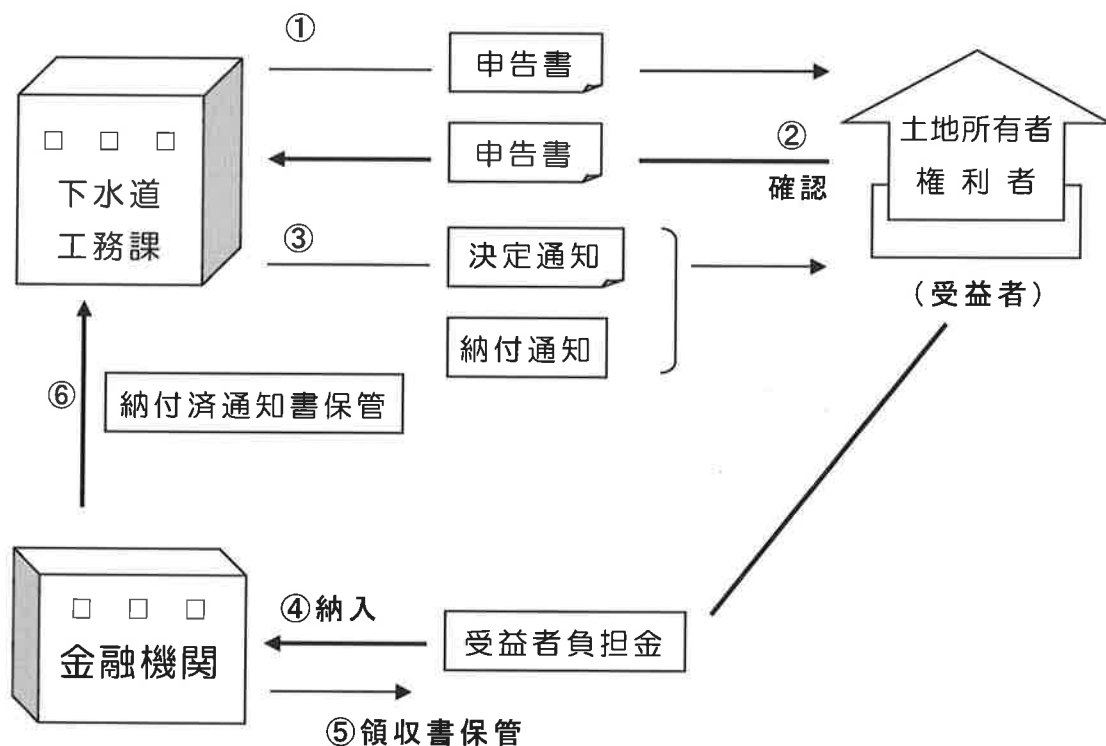
公簿地積等を確認し違っている場合は、訂正し提出してください。

② 自分の土地に権利者(地上権者、質権者、使用借り主、賃貸人等)がいる場合

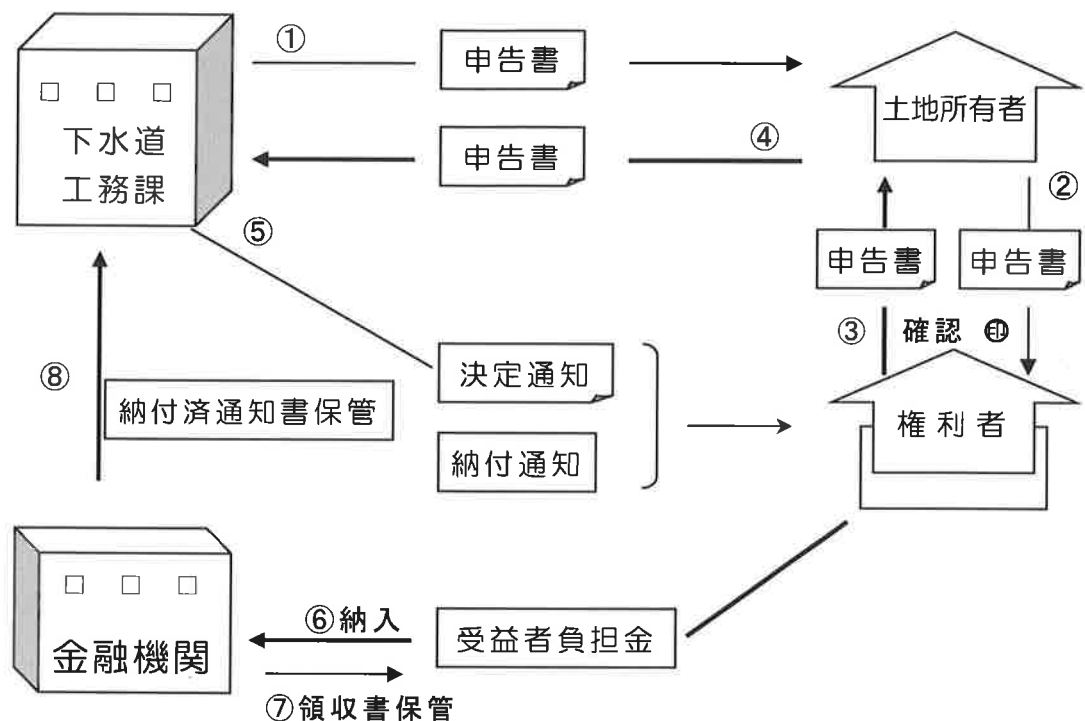
権利者と話し合い、受益者を決定し確認印を押印の上、提出してください。

10. 申告書の発送から負担金の納付まで

(1) 自分の土地を自分で使用している場合 (他に権利者のない場合)



(2) 自分の土地に権利者（賃借人・質権人・地上権者等）がいる場合
（他に権利者のある場合）



※ 土地所有者と権利者の双方が協議して当該土地所有者を負担金の徴収を受けるべき者として定めた場合は、その方が受益者となります。

11. 受益者に変更があった場合には

土地の売買等により受益者となる方に変更があった場合には、双方協議の上、速やかに受益者変更届出書を提出してください。

変更届出書提出後の納期に係る負担金については、新受益者の方に納付書を送らせていただくことになります。

負担金は1回限りの賦課のため期別途中での受益者の変更は、届出がないとできません。変更があった場合には、必ず届出をお願いします。

12. 督促について

定められた納期限までに負担金を納めていただきませんと、督促状を送らせていただくことになります。